

大阪地方裁判所委員会（第47回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

令和元年7月19日（金）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

令和元年7月19日（金）午後3時から午後5時30分まで

2 場所

大阪地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）上村昌也，小原一泰，黒田美佳，所千夏，長田真里，並木昌廣，森長敬，
松本岳，花崎政之，小野憲一，村越一浩（敬称略）

（説明者）大西千流，光田和秀

（事務担当者）北川清，竹口智之，島田幸彦，織田慶文

（庶務）大西千流，吉川律子

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料等

5 議題

裁判所における災害対策について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

(2) 委員紹介等

(3) 前回及び前々回の委員会における委員の御意見への取組について

▲：前回の委員会では、「民事訴訟のIT化の現状について」をテーマに取り上げ、これまでの議論の経緯や裁判所における検討状況について御説明させていただき、ウェブ会議を利用した争点整理手続の実演を御覧いただいた上、①ビジネス等におけるウェブ会議の利用について、どのようなメリット、デメリットがあるのか、②ビジネス等におけるオンラインによるファイル共有シーンとして、どのようなものがあるのか、③民事裁判手続におけるウェブ会議等の活用についてどのように思われるかといった点について意見交換を行い、委員の皆様から様々な御意見をいただいた。

まず、民事訴訟手続にウェブ会議が導入されることになれば、裁判官によるファシリテート（進行の仕方）がますます重要になってくるとの御意見をいただいた。

この点、現在、弁護士会との間で模擬裁判を実施していても感じているところであり、裁判官の訴訟指揮により円滑で充実した議論ができるように適切なファシリテートの在り方を模索していきたいと考えている。

次に、オンラインによるファイル共有に当たっては、ファイルを更新した場合のファイル名の付け方など一定のルールを設けておくことが重要であるとの御意見をいただいた。

この点、裁判所においては、来年2月頃から、いくつかの庁で現行法の下でのウェブ会議を実施する予定になっており、大阪地方裁判所においても複数の部で実施することが予定されていることから、今後、ウェブ会議の実施に向けてファイルを共有するに当たってのルール作りを検討していく必要があると考えているところである。

また、代理人弁護士が就いていない本人訴訟の場合にウェブ会議を利用すると、当事者の横に全く関係のない者が座っていることもあるのではないかと、当事

者のプライバシーや手続の秘密性を確保するために、接続先を限定するなどの配慮が必要になるのではないかとの御指摘をいただいた。

御指摘のとおり、訴訟手続である以上、セキュリティやプライバシーが確保された環境で手続を行う必要があることから、今後適切な対応を検討していきたいと考えている。

さらに、ウェブ会議等のITの導入が利便性を高めることは理解できるが、それが裁判の質の更なる向上にどのようにつながるのかとの御意見もいただいた。

この点、裁判所としても、単に現状の手続の一部をITに置き換えるだけにとどまることなく、民事訴訟のIT化を契機として、ウェブ会議等を利用して口頭での議論を活性化させ、争点について共通認識を持ちやすくするなど、より質の高い裁判の実現を図っていきたいと考えているところである。

その他にも貴重な御意見をいただいたが、今後、皆様からいただいた御意見を踏まえて、模擬裁判を実施したり、ルール作りを検討したりするなどして、今年度中に始まるウェブ会議の実施やその後の立法化に備えてまいりたい。

なお、平成30年11月29日に実施した前々回の委員会では、「裁判員裁判事件に係る広報活動の現状について」をテーマに取り上げ、委員の皆様からいただいた御意見を参考にしながら継続的な取組を進めているところであるが、前回の委員会以降の裁判所における取組について簡単に報告する。

まず、5月18日土曜日に裁判員等経験者の生の声を広く国民に伝えるための新たな広報企画として、「裁判員制度パネルディスカッション～裁判員制度10年の歩み～」を開催した。

学識経験者、報道関係者及び法曹三者のほか裁判員等経験者4人をパネリストに迎え、裁判員制度の導入により刑事裁判はどのように変化したのか、刑事裁判に参加することの意義は何か、そしてこれからの裁判員制度はどうあるべきか、といった点について、それぞれの立場から活発な議論を行っていただいた。

土曜日開催ということもあり募集人数を超える多くの参加者に御観覧いただき、アンケートにおいて、「法曹三者の方が様々な工夫をしていることを知り、また、裁判員経験者の生の声として「参加してよかった。」とおっしゃっているのを聞いて、裁判員制度は決してハードルの高い制度ではないんだと思うようになりました。」、「裁判員制度は硬くて、暗くて、怖いというイメージがありましたが、様々な職業に就いている裁判員経験者の方が裁判員に選ばれたことをきっかけに裁判に対する見方が変わったとおっしゃっているのを聞いて、私も裁判員制度に対するイメージが変わりました。」といった声をいただくなど非常に好意的な評価をいただいたほか、多くの報道機関に取材していただき、パネルディスカッションの様子や参加者の声が複数のニュースで放映されたことから、高い広報効果につなげることができたのではないかと考えている。

また、前々回の委員会では、委員の皆様から、「特に中小企業においては休暇が取りにくく、また、会社側も従業員を裁判員候補者として送り出すことに抵抗感がある。会社や上司の理解が得られれば従業員も裁判員裁判に参加しやすくなるのではないか。そのために中小企業の経営者層をターゲットにした広報活動も重要である。」との御提案をいただいた。

こうした御提案を契機として、複数の経営者団体にお声掛けをした結果、6月6日、大阪府内の中小企業の経営者団体の役員会に裁判官が出向いて裁判員制度の概要を説明する出張説明会を実施することができた。

参加された経営者の皆様には裁判官の話を熱心に聞いていただいたほか、守秘義務に関して、従業員が裁判員に選ばれた場合にどの程度のことまで聞いてよいのかといった経営者として疑問をお持ちの点について活発な質疑応答が行われたと伺っている。

今後も、委員の皆様からいただいた貴重な御意見や御提案を参考にしながら、引き続き国民の皆様への裁判員制度への関心や参加意欲を高められるよう、効果

的、戦略的な広報活動を展開したいと考えている。

(4) 裁判所における災害対策について説明

(5) 法廷見学（災害用設備、備品の整備状況等）

(6) 質疑応答及び意見交換



◇：先ほどの法廷でのプレゼンテーションの際に感じたことだが、地震のときに一番大事なことは、ドアを開けることだと思っているが、万が一ドアが開かなかったらどうするのか。

▲：御指摘のとおり、避難経路の確保は最も大切なところである。万が一、一つの扉が開かなかったとしても、外側廊下につながる扉は複数あるので、開けられる扉を確保していくことになろうかと思う。特に刑事法廷では被告人の身柄の確保の要請があるため、直ちにドアを開けるというよりは、身柄を確保した上で、扉を開け、避難経路を確保するということになろうかと思う。

◇：とても大きな地震の場合、建物そのものが歪んでドアが開かないおそれもあると思う。裁判所のドアは、そのようなとき、蹴飛ばす等すれば開くのか。

▲：被害の状況は様々であり、実際に起こったときにどうなるかというのは難し

い。過去に全国でもいくつかの庁では大きな地震を経験しているが、ドアが開かず閉じ込められたという事例は聞いたことはない。

◇：先ほどの質問と関連するが、備品としてバールは置いているのか。

▲：備品として整備はしている。

◇：ドアが開かなくて閉じ込められたり、棚が倒れたりということがあれば、バールは必要になってくると思う。

▲：御指摘のとおり、必要性はあると思う。庁内に一定程度の個数は確保している。

◇：裁判所では、職員の安否確認は具体的にはどのように行っているのか。

▲：職員の安否確認については、あらかじめ計画を作っており、職員個人のEメールアドレスから、裁判所の災害時用パソコンにメールを送信する方法により行うことになっている。メールには、登庁の可否、怪我や被害の有無等を記載することになっている。

■：今の委員の御質問は、庁舎の中での安否確認なのか、それとも家など外にいるときの安否確認なのか、どちらを想定しておられるか。

◇：主に職場以外の場所にいるときを想定している。職員自身と家族の安否確認ができないと、態勢が作れない。どういう状況にあるかというのを把握することが第一だと考えている。

▲：マニュアルでは、在勤地や所在地で震度6弱以上の地震が発生した場合は、必ずメールを送るという取り決めになっている。昨年のおおさか北部地震のときにはそれが発動したが、発生時刻が午前7時58分と、一定数の職員が既に登庁していたり、まもなく登庁予定だったりということもあり、メールを送信したのは、全体の六、七割程度という結果になった。

◇：では三、四割の人からは送信されなかったということか。

▲：そういうことになる。

■：今日のテーマの一つだが、皆様の所属先ではどのような方法を執られているかは非常に知りたいところである。当庁ではマニュアルは整備していたものの、振り返りの結果、安否確認で実際に有効だったのは、それぞれの部署で各個人が直属の上司である主任書記官や課長に送信したメールを各部署で取りまとめ集約したものだった。今の御質問は、まさに裁判所での問題点を御指摘いただいたものである。

◇：私の会社では、メッセージアプリを利用できないか検討しているところである。安否確認だけでなく、情報共有ができることが利点だと考えているが、他にも方法があれば、私もお聞きしたいところである。

■：皆様のところでは、発災時における効率的な情報収集、共有の方法について、それぞれどのような工夫をされているのかを御紹介いただきたい。

◇：昨年の地震では、私の所属する大学でも建物に被害があった。また、学生や職員への安否確認については大変苦勞した。職員については二、三日のうちには概ね情報収集できたが、学生については、メールを送っても、返信するか否かは学生に委ねられており、安否確認に二、三週間かかった学生も複数いた。現在では、その経験を踏まえ、大学のホームページに安否確認用のページを設けた。そのページでは一定規模の災害の場合、アイコンが緑から赤に変わり、そこをクリックすると自分の安否情報を入れられるというものである。ただ、これは大学のサーバーが活着していることが前提であるし、アイコンを緑から赤に変えるのも職員の手が必要である。訓練は何回か行ったが、実際に大規模災害が起こったときに、実効的に使用できるのかは、検討を必要とするところである。その関係で質問だが、大阪地裁では、安否情報を集約するサーバーは、大阪以外の場所にも設置しているのか。

▲：安否情報を集約する災害時用パソコンは3台あり、いずれもこの建物内ではあるが、別々の部署で管理している。複数台確保することで、もし1台が破損等

しても、他のパソコンを使用できるようにしている。

◇：そうすると、大阪全体が壊滅的な被害だった場合には、全て使えなくなる可能性があると思われるが、この点は本学が抱えている問題と同じである。

◇：私が所属している会社では、メールが送られてきてそれに返信するか、又は電話が鳴るのでそれに出る形で安否確認を行っており、これは民間事業者の有料サービスを利用しているのではないかと思う。訓練も、年に1回程度実施している。若い人はメールではなくメッセージアプリが有効な情報共有ツールとなっていると思う。私の所属する部署では、所属する社員全員でメッセージアプリ内にグループを作っている。そうすると、災害時の安否確認だけでなく、現地でどのようなことが起きているかといったこともいち早く情報共有できる。大阪が壊滅的な状況になったらどうかという点については、通信できないとなると、どうしようもなくなってしまうのかなと思う。

◇：私が所属する会社では、安否確認システムを入れており、関東と関西にサーバーを置き、強制的にメールや電話を発信してそれに対する返信を集約する形で安否確認を行うという仕組みになっている。ただ、現場に出ている従業員は携帯電話を持っていないので返信できないこともあり、あくまで全体把握の補助手段という位置付けである。現実には、部署ごとで、何らかの業務特性に合った連絡手段で連絡網を作り、それによって情報を集約している。私の所属する部署では、管理職間で業務用のメッセージアプリを利用している。安否情報だけでなく、その後の指示等もやり取りでき、また、その内容を全員で共有できることが便利であるし、Eメールと異なり、相手がメッセージを読んだことが分かることも利点である。

○：検察庁では、大阪に限らず、Eメールでの安否確認を行っており、年に数回訓練を実施している。メールが送られてきてそれに返信する形だが、当初に比べ最近は回答率が高く、徹底されているという印象を持っている。大阪北部地震の

とき、私は別の勤務地にいたが、大阪から通勤している職員には、緊急連絡網を使って、個別に電話で連絡を取った。また、当時大阪では、特に公判部において、裁判が開廷されるのかといった情報収集が必要だったが、早く登庁していた職員が裁判所の訟廷と連絡を取ることで対応できたと聞いている。安否確認以外では、登庁の可否については、連絡網に従って主に電話やメールで個々の職員から送られてきたと聞いている。メッセージアプリを使ってはどうかとの意見もあるようだが、検察庁でもまだ実施されていないのが実情である。

■：検察庁では、送られてきたメールに返信する形とのことだが、裁判所では、職員からメールを送る形をとっている。送信されてきたものに返信する方が、各段に回答率が高くなると思うので、とても良い方法だと思う。

○：大阪弁護士会は、職員が約100名、会員が約4500名いるが、それぞれに対し安否確認や事務連絡を行うのはやや性質が違う。この点が少し特殊であると考えている。

職員の安否確認や出勤の可否の確認の場面では、弁護士会の日常業務を継続するために、可及的速やかに連絡態勢を構築する必要があるところ、大阪北部地震の際は、弁護士会の管理職職員のところには、部下や同僚から色々なメールが来て、かなり混乱した状況があったようで、反省点として、情報提供は整理して行わないと、スムーズな情報共有ができないという声があったと聞いている。

また、Eメールかメッセージアプリかとの点については、Eメールよりもメッセージアプリの方がつながったとの声もあり、メッセージアプリを利用するという話も出たようだが、個人のスマートフォンで業務的な対応をするのはどうかとの議論もある。迅速な連絡網を持つ必要があるという認識は共有されている。

一方、会員の安否等については、極論かもしれないが、それがどこまで必要なのかという声もある。現在弁護士会では、安否確認アプリという、弁護士会が利用するクラウドサービスの付帯サービスが利用されており、大阪北部地震のとき

は、私も安否確認用のメールを受信した。一方でメールアドレスやスマートフォンを持っていない会員もいるため、システムはあっても、そのような会員にとっては意味がない。機器については、今後更に普及が進んでくるかもしれないが、以上のように、弁護士会では、対職員と対会員の2種類を別々に検討する必要がある。

◇：中小企業だからできることかもしれないが、私の会社では、防災訓練の際に、家族の安否確認もした上で会社に連絡をさせている。実際家族に何かあれば、従業員は会社のために動けないからだ。家族を巻き込んだ防災訓練が必要だと考えている。

◇：私の会社では、安否確認等の連絡は、連絡内容に家族と家の状況を記載して送付する仕組みになっている。この今の仕組みでは、在宅時に被災して、状況を連絡した上で出勤できる人だけ出勤するという事は可能であるが、勤務中に被災した場合、我々は鉄道会社なので、電車の運行や復旧に全力投球しないといけない一方で、家や家族の状況も分からない中で従業員に仕事をさせられるのかという問題もある。従業員を家に帰らせる判断というのも一定必要になると考えているが、今の仕組みの中でその判断の明確な基準を設けるのは難しく、課題はあると感じている。

◇：オーナー企業だからこそできるのかもしれないが、防災訓練の日に家族にも参加してもらい、防災訓練に合わせて連絡を取り合ってもらっている。できるだけそういう癖をつけておくというのも大事だと思う。

◇：税理士会にも、同じような安否確認のツールがある。メールアドレスがある人にはメールが送られてきて、そこからサイトに接続し、本人、職員、家族が無事かを入力する。サイトがあるので自主的なアクセスも可能である。9月1日の防災の日に一齐に訓練を実施しているが、メール送信の練習という意味では意義があるのかもしれない。

▲：裁判所で行う安否確認メールの記載事項は、登庁の可否、予定時刻が必須事項、家族の安否や家の被災状況が任意事項になっている。

◇：裁判所では、送られてきた安否確認のメールは誰がチェックするのか。

▲：災害対策本部がチェックする。膨大なメールを仕分けする工夫として、メール送信ルールを決め、標題に職場の内線番号を入れて仕分けしやすくしているところである。

◇：全員から来たメールを確認するのは大変だと思う。災害が起こっているときにはモバイル以外は触れないのではないかと思うので、サーバー自体が生きることが前提だが、モバイルがないとやりようがないのではないかと思った。私の場合、安否確認については、大阪北部地震のときは、業界団体から安否確認メールが来て、それに返信した。それは、パソコンのメールを携帯電話で見られるようにしていたから対応できたものである。災害のときにパソコンを立ち上げるのは考えにくいので、連絡等はモバイルで行わざるを得ないのではないかと思う。

別の質問だが、法廷に備付けのチェックリストについて、これは法廷のときのチェックリストで、このときの責任者は裁判長だというお話だったが、それ以外の、例えばこれを使用するかしないかとか、他部署での場合など、責任者の序列などは決められているのか。多様な場面に対応する、色々なパターンのチェックリストが必要になるのではと思ったが、この点はどのようにされているのかお聞かせいただきたい。

▲：お配りしているものは、法廷内で、訴訟を運営する立場にある裁判長がどうすべきかをチェックリスト化したものである。裁判所全体として来庁者の安全確保をどうするかといったことについては、まさに災害対策本部が判断をしていくことになる。先ほどお話ししたように、災害発生後、災害対策本部が立ち上がり、トップの本部長、その下に自衛消防隊、救護班、避難誘導班等が組織されており、

上からの指示でそれぞれが役割を果たすという指揮系統になっている。

○：私は刑事部で裁判長をやっており、このチェックリストの作成にも一定関与していた立場である。少し説明をさせていただくと、法廷内は裁判長だけで仕切らないといけない原則になっている。建物には庁舎管理権者がいるが、法廷の中の仕事は裁判長がそれぞれやることになる。大阪地裁には非常に多くの法廷があり、それぞれ同時に裁判が進行しているため、それぞれの裁判長が異なる判断をすると混乱を招くおそれがあるし、裁判長は、明かりの確保、訴訟当事者や傍聴人の負傷の有無や避難経路の確保、刑事部であれば被告人の逃走防止等、多くのことを一斉に確認しなければならないため、何を確認・判断しないといけないのか、日頃から頭を整理しておく必要がある。チェックリストを作成し法廷に備え付けたのは、法廷に置いて毎日見ることを通じて、裁判官への意識付けや確認事項等の整理を図ったものである。したがって、これだけで解決しないのではないかという御指摘はおっしゃるとおりであって、災害対策本部の指示との連携は常にあると考えている。ただ、日々裁判を担当する者としては、このチェックリストが安心材料になるということで法廷に置かせてもらっている。

■：次の話題として、業務の継続の話をしていただきたい。災害発生時に誰が何を判断するのか、どういう手法がとられているのかということについて伺いたい。これはおそらく各業態で様々だと思うが、一番シビアな判断に迫られるのが、運行の中止や再開、乗客の安全確保といった問題に直面される鉄道会社だと思われる。社会的影響も大きく判断が難しいと思うがいかがか。

◇：鉄道現業は、24時間誰かが駅の事務所等にいるため、その状況で誰が指示を出すかについては、ルールが定められており、それに従って対応がなされる。私が所属する部署は昼間のみの勤務だが、前回の地震のときは、メッセージアプリ等でやり取りをしながら指示を出していた。特に初動においては、現場にいる従業員が判断して指示を出し、上位者に連絡がつけばその上位者と連携して対応

するしかない。最初は混乱もするが、自分の経験則からは、連絡さえ取れば何とかうまく収れんされていく、すなわち、連絡を取るということが肝要だと考えている。

◇：私が所属しているのは行政機関の出先機関なので、災害等があれば全員業務に就くということになっている。そういうこともあって、去年の地震のときは、連絡が取れる職員は全員業務に就くということになったが、やはり電車が止まった等で出勤できない人もいて、出勤できる人だけで業務に当たるという状態になった。その経験から、安否確認は、セクションごとにモバイルで連絡を取り集約した。当時、私自身は別の市役所に出張していたが、電話連絡がなかなかつかず、スマートフォンの電池がどんどんなくなっていったので、電源の確保は必要だと思った。台風21号のときも全員業務に就くことになり、全員残って全員帰宅困難になってしまった。また、我々の機関はどちらかと言えば、災害が終わった後しばらくして忙しくなる部署だと思っているが、部署によっては災害直後にやるべき業務があるので、そういう判断で分けすべきではないかと考えている。

◇：私が所属している鉄道会社では、災害のパターン別に、行動基準が決まっており、社員は手元に持っていてそれに基づき行動している。

◇：私の職場も、マスコミ関係なので災害が起これば忙しくなる。本社に出勤できなくても、出先もたくさんあるので、出勤できるところに行くことになっている。普段から当直員がおり、本社は24時間常に誰かがいる体制が取られているため、その者が情報収集・発信という形を取るようになると思う。電子データについても、大阪の設備がシステムダウンすればそれをカバーするのは東京、東京がだめなら大阪がカバーするという形でのバックアップ体制が取られている。

◇：大学では、職員については業務継続、一方、学生には来てもらっては困るということがある。去年は自然災害だけでなく、大学の近隣で発生した事件で犯人が逃走しているという事案も発生し、学生の安全をどこまで確保する必要がある

か、判断を迫られる局面が増えてきたように思う。気象警報等が出れば休校といった対応は従前からしているが、昨年の地震の際は、地震で交通機関が止まった場合の対応や、地震後の授業の再開時期等については基準が全く決まっておらず、非常に右往左往した。1日目には近隣の鉄道が全て運休となり自動的に休校となったが、2日目以降は、休校にするのか、する場合何に基づいて休校にするのか、情報も判断も錯綜した。結局翌日も休校になったが、判断が出たのは地震発生日の夜の7時頃となり、学生にも不安に思わせてしまった。その反省を踏まえ、安否確認システムの構築、判断スキームの明確化を検討しているが、大学としてどこまで何をすべきなのか、未成年の学生もたくさんいるので、日々非常に悩んでいるところである。

■：先ほど、翌日の授業の休校が前日の夜7時頃に決まったとおっしゃられたが、その後の学生への連絡はどのような方法が採られたのか。

◇：大学では、掲示板システムがあり、掲示板に掲載すると一斉に学生にメールが送信される仕組みになっており、それを利用した。

■：情報発信となると、利用者や職員、従業員に対して業務継続に関する判断事項をもれなく迅速に伝えなければならないということになるが、その点工夫例等あれば、御紹介いただきたい。

◇：電車の運転再開等の情報については、今まであまり利用していなかったSNSの利用を試みているところである。多くの方がスマートフォンを御利用されているので、SNSでの情報発信は効果的と考えている。また、以前よりは、他の鉄道各社と情報交換し、各社の状況も互いに把握しながら対応できるようになった。ここ数年、事前の計画運休が定着しつつあり、沿線企業等にも早め早めに情報共有できればと考えている。

■：昨年の地震のときは、大阪地裁では民事部も刑事部も一斉に期日を取り消して、その旨をホームページに掲載し、個別の事件で連絡のつく方には電話連絡も

したが、果たしてベストだったのかと考えている。他に業務継続に係る情報発信について、何か御紹介いただけることがあれば御教示いただきたい。

○：検察庁では、事件関係者や、裁判所、警察といった関係機関への情報発信の方法は、電話が中心になっており、Eメールの利用はあまりない。職員等への情報発信の場合はメールの利用はある。昨年地震の際は、大阪地検の公判部の事務方と大阪地裁の訟廷とがそれぞれの窓口となって緊密に連絡を取り、それぞれから得た情報をそれぞれの組織内に発信することで適切に情報共有ができ、情報発信の関係で対応に苦慮したとか混乱したとかいったことは、幸いなかったと聞いている。

■：最後に、職員や従業員の防災の意識啓発をするためには、どのような取組や工夫を行っておられるか、お聞かせいただきたい。今までにも、防災計画や訓練についてはお聞きしてきたが、他に何か取り組んでおられることがあればお聞きしたい。裁判所では、今までは、防災訓練と言え、全庁を挙げての火災の場合の避難訓練が主体であったが、最近は何かあった場合の情報伝達訓練等も増えてきた。この点裁判所の取組について、裁判所から補足して説明いただきたい。

▲：大阪地裁では、先ほど御説明した安否確認訓練を定期的に行っていることに加え、最近では、先ほど他の委員から、居住地から近い出先機関に出勤するという事例の御紹介があったように、裁判所でも、必要に応じて、他庁に所属する職員が居住地に近い裁判所に応援に行くような体制を作っている。

高裁が情報集約した上で、高裁管内に複数ある地・家裁間で応援職員が必要な庁に職員を派遣できるよう、被災庁から高裁に対する応援要請、それを受けての高裁から管内裁判所への照会、そして各庁で作成する非常時参集要員名簿に基づく応援者の確保及び高裁への報告という内容の、情報伝達訓練というものを先日実施した。

○：総合防災訓練の写真が資料に出ているが、これを見ると、全員ヘルメットを

かぶりリュックを背負っている。これは職員一人一人に配布されているのか。

■：全員が手元に持っている。かぶっているのは折り畳み式のヘルメットで、リュックの中には水や食料が入っている。

▲：補足すると、裁判所では、非常時持出袋を職員個人に配布している。その中に食料、水、防寒グッズ等災害時に対応できるものが入っている。

○：これは普段足元に置かれているのか。

■：私の場合、ヘルメットは机の横にぶら下げ、持ち出し袋は机の横にあるロッカーに入れている。皆身近なところに置いている。

◇：情報提供的な話だが、私は建築士で、応急危険度判定士の講習を受けている。応急危険度判定士は、各地域には講習会を受けた人がエリアごとに割り振られており、災害時は、大阪府からの要請を受けて、建物の危険度を判定し、危険度を表すラベルを貼るという作業を行う。以前、訓練というほどではないが、病院の防災訓練に合わせて建築士を数名派遣し、建物について、こういうときはどうか、何に気を付けたらいいかといったことについて意見交換をしたことがあった。建築士会に協力依頼して、そういう情報交換を日常からやり取りすることも大事なのかなと思ったので、事例として御紹介させていただいた。

(7) 任期終了委員の感想等

◇：委員になるまでは裁判所に行ったこともなかったので、私にとっては、新鮮で得るものが多かった。裁判所の仕組みなどにも触れることができ、非常にいい経験となった。また、裁判所の方々が、開かれた裁判所について真摯に考えていることが分かったのがよかったと思う。

◇：私は職務上、少額訴訟等の訴訟手続を利用者に案内していたが、委員をして、なじみのない刑事裁判や、裁判員制度、被害者保護等について、裁判所側でシステム等を考えていることが知れたし、意見が述べられてよかったと思う。災害対策や障害者配慮についても、充実している制度だと思ったので、今後も安心して

利用者に紹介できると思った。

◇：私も建築紛争審査で弁護士と関わることはあったが、裁判所に行く機会は今までなかった。つたない意見しか述べられなかったかと思うが、裁判所の中の話がよく分かり、大変勉強になった。また、この委員会を通じて、違う業界の人の意見を聞くことができたことも有意義だったし、色々なところと連携することは大事なことだと思った。

◇：私は今まで、学生を連れて裁判所に行く機会があったし、自身の研究上も興味は持っていたが、この委員会を通じて勉強させていただいたことは、今まで全く知らないことばかりだった。一方的に勉強させていただいた形になり反省する部分もあるが、感謝している。

◇：裁判所に入るのは、委員になって初めてで、裁判所について勉強させていただいた。私はお役に立てる発言はできなかったと思うが、勉強させていただいて感謝している。

○：私は第7期と第8期の4年間12回の委員会に参加させてもらった。非常に勉強になったし、よかったと思っている。委員会は外部の有識者の意見を聞き、運営に反映させようということのできた委員会だと理解しているが、私自身、法曹三者と位置付けられている立場からすると、学識経験者の方の話をできるだけ聞きたいと思いながら参加していた。裁判所がこの委員会を重視されていることは感じていたし、弁護士会としても、この委員会が司法制度改革の流れでできたということで、この委員会に注目していて、私も担当副会長からヒアリングをした上で委員会に臨んだりして、弁護士会としてもこの委員会に力が入っている。次回からは後任者に代わるが、引き続きよろしくお願ひしたい。何がよかったかというと、各委員の意見を聞いていると、我々も気付かなかった点も多く、特に点字ブロックの問題は非常に記憶に残っている。私も普段横目に見ていたのに気付かなかつたし、裁判所もその意見を受けて即座に改善されていたようだが、直

ちにできることに限らず，委員会では冒頭で，前回出た内容を踏まえた改善状況等が報告されていて，まさに運営に意見を反映させる姿勢をうかがえてよかったと思う。

7 次回のテーマ

民事調停の利用促進について

8 次回期日

後日指定する。